

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務で委託対象設計金額が100万円以上500万円未満のもの(以下「測量等業務」という。)を限定公募型指名競争入札又はその他の指名競争入札に付する場合において指名する業者(以下「指名業者」という。)の選定について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(指名業者の選定の区分)

第3条 発注機関は、次の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分(以下「業種」という。)ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)の中から、当該業種に応じて指名業者を選定するものとする。

業種	入札参加資格者名簿
測量業務	測量業務指名競争入札参加資格者名簿
建築関係建設コンサルタント業務	建築関係建設コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿
土木関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿
地質調査業務	地質調査業務指名競争入札参加資格者名簿
補償関係コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務指名競争入札参加資格者名簿

2 複数の業種からなる測量等業務については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額(以下「委託対象設計金額相当額」という。)が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる業種については、それぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

測量業務及び地質調査業務(委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。)	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務(委託対象設計金額相当額が100万円以上のものに限る。以下この表の左欄において同じ。)	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	

(指名業者の選定方法)

第4条 発注機関は、業種ごとに当該業種に係る有資格者の中から指名競争入札に参加を

希望する者を公募し、応募条件を具備する応募者を選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法（以下「公募型選定」という。）によらず、指名業者の選定を行うことができる。
- (1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務
 - (2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務

（応募条件）

第5条 発注機関は、公募型選定により測量等業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

(1) 本店の所在地

県内向け公募型入札の場合は、県内に本店を有する有資格者（準県内業者（県外に本店を有する有資格者で、入札規則別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱いを行うこととした有資格者をいう。以下同じ。）を含む。）であること。

ただし、次のいずれかに該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときは、県外に本店を有する有資格者を公募型選定に参加させることができる。

ア 特に難易度の高い業務（別表第1に掲げる業務のうち右欄に定めるものをいう。

以下同じ。）で、当該測量等業務を適切に処理することができる有資格者で県内に本店を有するものの数が限られる測量等業務であること。

イ 県外に本店を有する有資格者を入札に参加させることにつき特別の理由があること。

(2) 低価格落札者の条件

鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）又は各部局が定めた測量等業務の成果品の重点確認に係る要綱等に基づき低価格落札業務に該当する場合には、測量等業務の落札者としがない場合があること。

(3) 調査対象落札者の条件

鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号県土整備部長通知）又は各部局が定めた測量等業務の低入札価格の調査に係る要綱等に基づき調査対象業務に該当する場合には、調査の結果当該測量等業務の落札者としがない場合があること。

2 発注機関は、次に掲げる事項に留意して応募条件を設定することができる。

(1) 建設コンサルタント登録等

原則として別表第2により応募条件を設けることとし、特に難易度の高い業務の場合は、登録部門を設定すること。

(2) 技術者の保有等の要件

県内の事業所等の常勤の技術者の保有等の要件は別表第2に掲げるとおりとし、県内に本店を有する有資格者から、定期的に「技術者状況調査報告」を求めるものとする。

(3) 同種業務の実績

特に難易度の高い業務の場合は、原則として過去10年間の有資格者の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者又は担当技術者としての履行実績を求めること。

（注1） 有資格者の実績については、その認定範囲について対象となる測量等業務の技術的特性を勘案して支障がないと認められる場合にはより小規模なものも含めるなど、弾力的な応募条件の設定とするよう留意すること。

（注2） 共同企業体の構成員としての実績については、原則として出資比率が20

パーセント以上の構成員としてのものに限るが、その代表者以外の構成員に係る応募条件の設定については、当該共同企業体の代表者に係る応募条件より緩やかなものとするができること。

(4) 配置技術者等要件

ア 特に難易度の高い業務の場合は、原則として配置予定技術者の特定資格、過去10年間の同種業務の履行実績等を求めること。

イ 県内向け公募型入札の場合の配置予定技術者又は担当技術者については、県内の事業所等の常勤の技術者を求めること。

(5) 県外に本店を有する有資格者の条件

第2号にかかわらず、対象となる測量等業務の内容及び技術的特性から、技術士の保有状況及び営業所等（法人県民税及び法人事業税の未納税額がない営業所等に限る。）が特定の区域内にあること。

3 発注機関は、必要があると認めるときは、前項の規定により設けた応募条件以外の応募条件を付すことができる。この場合において、発注機関は、いたずらに厳しい応募条件を設けることにより指名業者を限定し過ぎることのないよう、真に必要な応募条件に限り設けなければならない。

4 発注機関は、前各項の規定に基づき当該公募型選定における応募条件を設けようとするときは、当該応募条件の案を作成して委員会に付議し、その承認を得て決定するものとする。

(選定基準)

第6条 指名業者の選定は、次に掲げる選定基準（第6号及び第9号については、建築関係建設コンサルタント業務以外の業種に限る。）について、別表第3に定める測量等業務ごとの採点基準により、当該測量等業務の履行に関する応募者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位10者を指名業者として選定するものとする。

(1) 応募者の事務所の位置

(2) 県が発注した測量等業務（当該入札に付する業種に限る。次号及び第9号において同じ。）の入札において、指名業者に選定された回数

(3) 県が発注した測量等業務の受注額

(4) 県内に常勤する技術者の数（当該入札に付する業種に限る。）

(5) ISO認証等の取得の有無

(6) 男女共同参画推進企業の認定の有無

(7) 業務評価の点数

(8) 行政処分の有無

(9) 県が発注した測量等業務の業務成績評定点

2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかの場合に該当するものとしてあらかじめ委員会の承認を得たときには、同項各号に定める選定基準以外の基準に基づき指名業者を選定することができる。

(1) 同時に複数の測量等業務の委託を発注する場合において、特定の者に指名が偏重するとき。

(2) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき。

3 入札規則第15条第2項の規定により同条第1項の表の右欄に定める入札の方式以外の方法により測量等業務の契約を締結する場合で、限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札を行うときは、特別の理由があると委員会から認められた場合を除き、入札に付する業種の有資格者で入札規則第16条第1項で規定する応募条件を具備するものの中から選定するものとする。

4 前項の場合において、発注機関は、指名業者を選定しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を得て行うものとする。

(不指名)

第7条 発注機関は、入札規則第35条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

(1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者

(3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、応募者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第1項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。

(1) 応募者の社長、取締役等が当該測量等業務の他の応募者の議決権(会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。)を保有しているとき。

(2) 応募者の社長、取締役等と他の応募者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。

(3) 応募者の取締役(会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。)が当該測量等業務の他の応募者の取締役を兼ねているとき。

(4) 応募者の取締役と当該測量等業務の他の応募者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

(調達公告等)

第8条 発注機関は、応募条件が決定されたときは当該応募条件その他当該測量等業務の公募に関し必要な事項(次項に規定する測量等業務に共通の事項を除く。)について、発注機関の掲示板に別記様式に準じた公告を掲示するとともに、当該公告の内容をインターネットの県ホームページ(以下「入札情報HP」という。)に掲示するものとする。

2 技術企画課は、公募型選定の応募に必要な事項のうち測量等業務に共通の事項について、毎年1回県公報に登載するとともに、入札情報HPに登載し、各発注機関に備え置いて一般の縦覧に供するものとする。

(指名審査等)

第9条 発注機関は、応募者が提出した書類等に基づき応募者の評価を行った上で委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。この場合において、当該提出書類に誤記等があったときは、応募者は、委員会が認めた場合のみ修正等を行うことができる。

2 発注機関は、応募条件を具備した応募者が1者しかいない場合は、当該公募型選定に係る入札を中止するものとする。

(指名通知等)

第10条 発注機関は、指名業者に選定された応募者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知するとともに、指名業者に選定されなかった応募者については、その旨及び理由を県公告専用掲示板及び入札情報HPに掲示するものとする。

- 2 発注機関は、指名業者に選定されなかった応募者から、入札規則第22条第1項の規定に基づき、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日を守る条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年10月21日から施行し、同年11月4日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第5条関係）
業務の難易度

分野	項目	通常業務	難易度の高い業務	特に難易度の高い業務
共通	一般構造物設計	・標準設計を使用し構造計算を伴わないもの	・門型ラーメン・箱型函渠、擁壁・補強土、法枠工等設計 ・構造物基礎設計 ・仮設構造物設計	・現場制約が強く特殊な工法や仮設計画が必要なもの
河川分野	河川環境調査	・軽易な河川水辺環境調査	・河川水辺環境調査	・総合的な河川水辺環境調査で高度なもの ・環境影響評価
	河川調査・計画	・軽易な河川調査	・水文統計解析 ・洪水流出計算（合理式法など簡便法） ・水位計算（平均流速公式使用） ・洪水痕跡調査	・水文統計解析、洪水流出計算及び水位計算のうち高度なもの ・内水調査及び内水解析 ・河口調査（波浪、漂砂、砂州、フラッシュ等） ・氾濫水理解析及び浸水想定区域図作成
	築堤護岸設計	・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計	・基礎工法の検討や構造計算を伴う護岸設計 ・環境護岸又は多自然型護岸設計	
	河川構造物設計		・樋門・樋管設計 ・床止工設計 ・堰・水門設計	・樋門・樋管設計のうち断面積 50 m ² 以上となるもの ・堰・水門設計のうち延長 50 m 以上のもの ・排水機場の予備・詳細設計
海岸分野	海岸調査・計画		・汀線調査	・海岸調査（波浪、海浜流、漂砂等）及び海岸計画
	海岸構造物設計		・一般的な護岸設計 ・災害復旧護岸設計	・大規模又は水理解析を伴う護岸設計が必要なもの ・傾斜堤、突堤及び潜堤・人工リーフ、消波堤等の予備・詳細設計
道路分野	道路環境調査		・道路環境調査（大気質、騒音及び振動） ・交通量調査	・環境影響評価
	交通現況及び道路網調査			・交通量推計調査及び道路網調査
	道路設計	・一般的な道路設計 ・災害復旧道路設計	・基礎工法の検討や構造計算を伴う道路設計 ・高規格（地域高規格）道路の詳細設計 ・道路休憩施設設計 ・共同溝・電線共同溝の予備・詳細設計	・高規格（地域高規格）道路の概略・予備設計 ・立体交差点設計
	道路構造物設計		・門型ラーメン、箱型函渠、擁壁、補強土、法枠工、落石防護柵等の設計	・現場制約が強く、特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地下構造物設計 トンネル設計		・地下横断歩道予備・詳細設計	・トンネル及びトンネル設備の予備・詳細設計
	橋梁設計	・支間 5 m 以下で幅員 2.5 m 未満の橋梁設計	・一般的な橋梁予備・詳細設計 ・橋梁拡幅設計及び補強設計	・橋長 150 m 以上又は 1 径間 50 m 以上の橋梁予備・詳細設計 ・特殊な橋梁の予備・詳細設計
砂防、治山及び地すべり対	砂防環境調査	・軽易な自然環境調査、景観調査等	・自然環境調査、景観調査等	・総合的な砂防環境調査かつ高度なもの

策分野	砂防調査・計画及び施設設計	・軽易な砂防調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・土砂災害防止基礎調査・構造計算を伴う流路工設計 ・急傾斜地崩壊防止施設設計 ・砂防ダム、土石流対策工及び山腹工の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の砂防ダムの予備・詳細設計 ・砂防施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	雪崩対策調査及び設計		・雪崩調査、雪崩防止施設設計画及び設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査、計画及び設計
	治山調査・計画及び施設設計	・軽易な治山調査、一般的な流路工設計及び災害復旧流路工設計	・山地災害危険地区基礎調査 ・広域的及び局部的治山調査 ・構造計算を伴う流路工設計 ・山腹工及び治山施設の予備・詳細設計	・大規模かつ高度な技術を要する調査及び計画 ・高さが15m以上の治山堰堤の予備・詳細設計 ・治山施設のうち特殊な工法や仮設計画が必要なもの
	地すべり対策調査、機構解析及び設計			・地すべり対策調査、機構解析及び地すべり防止施設の予備・詳細設計
港湾及び漁港分野	港湾等環境調査、港湾等調査計画		・軽易な環境調査	・環境影響評価
	港湾等設計		・一般的な施設設計	・現況特性把握、利用の将来推計、施設設計画及び土地利用計画等 ・港湾施設の基本設計及び詳細設計
都市計画分野	都市計画		・都市計画に係る基礎調査	・都市計画マスタープラン
	総合交通体系			・都市総合交通体系調査
公園緑地分野	公園緑地設計		・一般的な公園緑地設計	・運動公園又は大規模な建築物 ・電気施設の基本・詳細設計
下水道分野	下水道設計		・管渠基本設計・詳細設計 ・ポンプ場基本設計・詳細設計 ・管渠改築診断・改築計画 ・ポンプ場改築診断・改築計画	・下水道整備計画 ・終末処理場基本・詳細設計 ・終末処理場改築診断・改築計画 ・事業再評価
地質土質調査分野	総合解析		・軟弱地盤技術解析 ・ダム、トンネル等の調査のための総合解析	・総合解析のうち高度なもの ・地すべり調査のための地下水位及び歪計等の継続調査・解析
	弾性波探査		・一般的な弾性波探査	・ダム、トンネル等の調査のための弾性波探査
農業農村整備事業計画分野	農業農村整備事業の事業計画策定		・現況調査、計画諸元の設定及び計画基準の立案 ・経済効果算定 ・環境に配慮した設計	
かんがい排水施設整備（用水路、排水路、パイプライン）分野	かんがい排水施設調査・計画	・簡易な開水路調査	・営農計画、所要用水量算定、用水計画、水収支計算、水文統計解析、洪水流出計算、排水計画	
	かんがい排水施設構造物設計	・一般的な開水路設計	・樋門・樋管設計 ・堰・水管橋・サイフォン・ファームポンド設計 ・パイプラインの基本・実施設計	・樋門・樋管設計のうち断面積50㎡以上となるもの ・堰・水管橋・サイフォン設計のうち延長50m以上のもの ・水路トンネル、揚・

				排水機場の基本・実施設計
ため池整備分野	ため池調査・計画 ため池設計		・水文統計解析、洪水流出計算、ため池整備工法の決定、用水計画、排水計画 ・ため池設計	・堤高15m以上となるもの

別表第2（第5条関係）

（1）建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規 模		100万円以上200万円未満	200万円以上500万円未満
	難易度			
測量業務	特に高い (航測図化、電子地図作成等)		A級の要件を満たす者であること。	
	通 常		測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能、かつ、測量士3名未満を保有する者であること。	測量士3名以上を保有する者であること。
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。	
	高 い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を10名以上保有する者であること。	
	通 常		B級の要件を満たし、かつ、設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	技術士とRCCMを合計2名以上、かつ、全技術者を10名以上保有する者であること。
地質調査業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。	
	高 い		A級の要件を満たし、かつ、全技術者を10名以上保有する者であること。	
	通 常		B級の要件を満たし、かつ、地質・土質調査共通仕様書（平成4年3月5日付管第224号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	技術士とRCCMを合計2名以上、かつ、地質調査技士を1名以上及び全技術者を10名以上保有する者であること。
補償関係コンサルタント業務	特に高い (特殊物件等)		A級の要件を満たす者であること。	
	通 常	土地調査部門	B級の要件を満たし、かつ、用地調査等共通仕様書（平成16年3月10日付管第2239号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。	A級の要件を満たす者であること。
		物件部門、土地評価部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門	補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は1級建築士を1名以上保有していること。	A級の要件を満たす者であること。

注1) 保有する有資格者及び技術者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

- 注2) 全技術者とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している技術者(1年以上の実務経験を有する者に限る。)の総数をいう。
- 注3) RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)は、建設関係部門に限る。
- 注4) 難易度の通常、高い、又は特に高いとは、別表第1に掲げる業務の区分による。
- 注5) 技術士とRCCMの合計人数は、重複を含まない。
- 注6) A級業者は、業種ごとに次に定める要件を具備するものとし、B級業者は、A級業者以外のものとする。

業務	A級の要件
測量業務	次の要件を満たす者 測量士を4名以上保有していること。
土木関係建設 コンサルタント業務	次の要件をすべて満たす者 技術士とRCCM(建設関係部門)を3名以上保有していること。 技術士を1名以上保有していること。 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に規定する建設コンサルタント登録簿に、いずれかの登録部門において登録されていること。
地質調査業務	次の要件をすべて満たす者 技術士とRCCM(地質、土質及び基礎関係部門に限る。)を2名以上保有していること。 地質調査技士を2名以上保有していること。
補償関係コン サルタント業 務	次の要件をすべて満たす者 補償関係コンサルタント業務の実績(直前の一営業年度)を有すること。 補償業務管理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は1級建築士を2名以上保有していること。 補償業務管理士を1名以上保有していること。

- 注7) RCCMにおける建設関係部門とは、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械又は廃棄物のいずれかの部門をいう。
- 注8) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資格	条件
測量士	測量法(昭和24年法律第188号)第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。
シビルコンサルティング マネージャ(RCCM)	社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。
地質調査技士	社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。
補償業務管理士	社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第4条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第15条の規定に基づく登録を受けていること。
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条の規定に基づき実施される土地家屋調査士試験に合格し、かつ、同法第8条の規定に基づく登録を受けていること。
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)第4条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第8条の規定に基づく登録を受けていること。
一級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
	建築士法第12条、第13条及び第15条の規定に基づき実施される二級

二級建築士	建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法第12条、第13条及び第15条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、かつ、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の規定に基づく登録を受けていること。

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

業種	規 模		100万円以上300万円未満	300万円以上500万円未満
	難易度			
建築設計業務	特に高い	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。		
		別途条件を付す。		
	高 い	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。		
		一級建築士と二級建築士を合計3名以上かつ一級建築士を2名以上保有する者であること。(Bランク)	一級建築士を4名以上保有する者であること。(Aランク)	
	通 常	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。		
		一級建築士を1名以上有する者であること。(Cランク)	一級建築士を2名以上有する者であること。(Bランク)	
設備設計業務	——	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。 別途条件を付す。		
建築監理業務	——	建築士法第23条第1項の規定に基づき建築事務所の登録を受けている者であること。 一級建築士及び二級建築士が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度（以下「設計委託額等」という。）に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当該業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとしてすることができる。		

注1) 保有する有資格者は、県内の本店又は支店に常勤する者を対象とする。

注2) 次の表の左欄に掲げる資格技術者については、それぞれ同表右欄の条件を満たすこと。

資格	条件
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法第12条、第13条及び第15条の規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ、同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。

	こと。
木造建築士	建築士法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ、同法第 4 条の規定に基づく免許を受けていること。
建築設備士	建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有し、かつ、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 の規定に基づく登録を受けていること。

(3) 技術者の取扱い

- ア 測量業務
照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。
- イ 土木設計業務
照査技術者は、管理技術者と兼務することができない。
- ウ 地質調査業務
照査技術者は、管理技術者又は現場代理人と兼務することができない。
管理技術者は、現場代理人と兼務することができる。
- エ 補償業務
照査技術者は、主任技術者又は現場代理人と兼務することができない。
主任技術者は、現場代理人と兼務することができる。
- オ 複数の業種にわたる業務を一括して発注した場合
照査技術者は、それぞれの業務に必要な資格要件を満たせば各業務を兼務することができる。
管理技術者及び主任技術者は、それぞれの業務に必要な資格要件を満たせば各業務を兼務することができる。
現場代理人は、各業務を兼務することができる。

(4) 技術者状況報告

測量士、技術士、RCCM、地質調査技士、補償業務管理士、一級建築士、二級建築士、建築設備士、実務経験者等の技術者の保有状況については、年 1 回毎年 4 月 1 日現在で、技術者状況調査報告に基づき定期的に見直すこととする。ただし、技術者に異動がある場合には、その都度見直すこととする。

別表第3（第6条関係）

審査項目の採点基準

1 測量業務

配点の要素	指名業者の配点				
	事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。
	3.5点	技術者数5名以上 2.0点	技術者数2名以上5名未満 1.5点	県内に本店を有する業者 1.0点	準県内業者 5点
指名回数	$1.5 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right)$				
受注額	$4.0 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right)$				
技術者数（測量士）	1.0人以上 1.7点	9～7人 1.5点	6～5人 1.3点	4～3人 1.1点	2～1人 0.7点
技術者数（測量士補）	1.0人以上 1.0点	9～7人 0.8点	6～5人 0.6点	4～3人 0.4点	2～1人 0.0点
I S O取得	I S O取得済 3点		鳥取県版環境管理システム規格（種）登録 1点	未取得・未登録 0点	
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済 2点			未認定 0点	
行政処分（過去3年間）	なし 0点	2週間以下 -1点	2週間超～1月以下 -2点	1月超～2月以下 -3点	2月超～3月以下 -4点
業務成績評定点	$1.0 \text{点} \times \left(\frac{\text{（過去暦年3年間の評定平均点）} - 6.5 \text{点}}{3.5} \right)$				

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、測量業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-1.5点以下となる場合は、-1.5点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「行政処分」には、入札参加制限（入札規則の規定によるものに限る。）を含み、その期間の合計により配点を行う。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間（暦年）に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

2 土木関係建設コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。	
	3.5点	技術者数5名以上	2.0点	技術者数2名以上5名未満	1.5点	県内に本店を有する業者
指名回数	1.5点 × $\left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}}\right)$					
受注額	4.0点 × $\left(1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}}\right)$					
技術者数(技術士)	4人以上 1.0点	3人 0.8点	2人 0.6点	1人 0.4点		
技術者数(RCCM)	1.0人以上 1.0点	9~7人 0.9点	6~4人 0.8点	3~1人 0.7点		
実務経験者数	1.0人以上 0.7点	9~7人 0.6点	6~4人 0.5点	3~1人 0.4点		
ISO取得	ISO取得済 3点		鳥取県環境管理システム規格(種)登録 1点		未取得・未登録 0点	
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済 2点			未認定 0点		
行政処分(過去3年間)	なし。 0点	2週間以下 -1点	2週間超~1月以下 -2点	1月超~2月以下 -3点	2月超~3月以下 -4点	3月超 -5点
業務成績評定点	1.0点 × $\left(\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 6.5}{3.5}\right)$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、土木関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-1.5点以下となる場合は-1.5点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「行政処分」には、入札参加制限(入札規則の規定によるものに限る。)を含み、その期間の合計により配点を行う。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 12 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、建設コンサルタント等の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、建設コンサルタント等の業務に22年以上
上記以外	卒業後、建設コンサルタント等の業務に25年以上

3 地質調査業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。	
		技術者数5名以上	技術者数2名以上5名未満	県内に本店を有する業者	準県内業者	
	3.5点	2.0点	1.5点	1.0点	0.5点	
指名回数	$1.5 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right)$					
受注額	$4.0 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right)$					
技術者数(技術士)	4人以上 1.0点	3人 0.8点	2人 0.6点	1人 0.4点		
技術者数(RCCM等)	1.0人以上 1.0点	9~7人 0.9点	6~4人 0.8点	3~1人 0.7点		
実務経験者数	1.0人以上 0.7点	9~7人 0.6点	6~4人 0.5点	3~1人 0.4点		
ISO取得	ISO取得済 3点		鳥取県版環境管理システム規格(種)登録 1点	未取得:未登録 0点		
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済 2点			未認定 0点		
行政処分(過去3年間)	なし 0点	2週間以下 -1点	2週間超~1月以下 -2点	1月超~2月以下 -3点	2月超~3月以下 -4点	3月超 -5点
業務成績評定点	$1.0 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 6.5 \text{ 点}}{3.5} \right)$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、地質調査業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-1.5点以下となる場合は-1.5点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「行政処分」には、入札参加制限(入札規則の規定によるものに限る。)を含み、その期間の合計により配点を行う。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 12 「技術者数(RCCM等)」は、RCCM又は地質調査技士の資格を取得している技術者(技術士として計上されている者を除く。)の実数とする。
 13 「実務経験者」は、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者をいう。

大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、建設コンサルタント等の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、建設コンサルタント等の業務に22年以上
上記以外	卒業後、建設コンサルタント等の業務に25年以上

4 補償関係コンサルタント業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に技術者2名以上が勤務する従たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に、技術者1名以下が勤務する従たる事務所がある、又は従たる事務所がない。	
	3.5点	技術者数5名以上	2.0点	技術者数2名以上5名未満	1.0点	県内に本店を有する業者 準県内業者
指名回数	$1.5 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right)$					
受注額	$4.0 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right)$					
技術者数(補償業務管理士)	4人以上 1.5点	3人 1.3点	2人 1.1点	1人 0.9点		
技術者数(不動産鑑定士等)	4人以上 8点	3人 7点	2人 6点	1人 5点		
実務経験者数	4人以上 4点	3人 3点	2人 2点	1人 1点		
ISO取得	ISO取得済 3点		鳥取県環境管理システム規格、種登録 1点		未取得・未登録 0点	
男女共同参画推進企業認定	男女共同参画推進企業認定済 2点			未認定 0点		
行政処分(過去3年間)	なし 0点	2週間以下 -1点	2週間超~1月以下 -2点	1月超~2月以下 -3点	2月超~3月以下 -4点	3月超 -5点
業務成績評定点	$1.0 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{(過去暦年3年間の評定平均点)} - 6.5 \text{ 点}}{3.5} \right)$					

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「従たる事務所」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 (1) 所在地の市町村に法人市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の規定に基づく申告を行っていること。
 (2) 技術者が当該事務所に常勤していること。
 3 「指名回数」、「受注額」及び「業務成績評定点」は、補償関係コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 4 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 5 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-1.5点以下となる場合は-1.5点とする。
 6 「受注額」は、落札金額とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「行政処分」には、入札参加制限(入札規則の規定によるものに限る。)を含み、その期間の合計により配点を行う。
 10 「過去暦年3年間の評定平均点」は、本年度の直前の3年間(暦年)に行われた検査の評定点の平均とし、年度ごとに更新する。この場合において、その配点が0点以下となる場合又は新規参入業者に対して配点を行う場合は、0点とする。
 11 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。
 12 「技術者数(不動産鑑定士等)」は、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士又は一級建築士の資格を取得している技術者の実数とする。

5 建築関係建設コンサルタント業務

(1) 建築設計業務

配点の要素	指名業者の配点					
	事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。		左記のいずれにも該当しない。
	30点		15点		5点	
指名回数	$10 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right)$					
受注額	$40 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right)$					
技術者数 (一級建築士)	6人以上 32点	5人 30点	4人 24点	3人 18点	2人 12点	1人 6点
技術者数 (二級建築士)	3人以上 6点		2人 4点		1人 2点	
技術者数 (積算資格者)	取得者有り 2点			取得者なし 0点		
技術者数 (建築設備士)	取得者有り 2点			取得者なし 0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上 2点		2~1人 1点		登録者なし 0点	
I S O取得	I S O取得済 1点		鳥取県版環境管理システム規格(種)登録 1点		未取得・未登録 0点	
行政処分 (過去3年間)	なし 0点	2週間以下 -1点	2週間超~ 1月以下 -2点	1月超~ 2月以下 -3点	2月超~ 3月以下 -4点	3月超 -5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」、「受注額」は、建築関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。
 6 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 7 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 8 「行政処分」には、入札参加制限(入札規則の規定によるものに限る。)を含み、その期間の合計により配点を行う。
 9 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。

(2) 設備設計業務

設備設計事務所は、全県でも少数であること及び中部地域には事務所がないことから、当面、各業務ごとに、技術者数、過去の実績等を勘案して指名業者を選定する。

(3) 建築監理業務

配点の要素	指名業者の配点					
	事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。		左記のいずれにも該当しない。
	30点		15点		5点	
指名回数	$10 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{(注) 過去3年間の平均指名回数}} \right)$					
受注回数	$40 \text{ 点} \times \left(1 - \frac{\text{本年度の受注回数}}{\text{(注) 過去3年間の平均受注回数}} \right)$					
技術者数 (一級建築士)	6人以上 32点	5人 30点	4人 24点	3人 18点	2人 12点	1人 6点
技術者数 (二級建築士)	3人以上 6点		2人 4点		1人 2点	
技術者数 (積算資格者)	取得者有り 2点			取得者なし 0点		
技術者数 (建築設備士)	取得者有り 2点			取得者なし 0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上 2点		2~1人 1点		登録者なし 0点	
I S O取得	I S O取得済 1点		鳥取県版環境管理システム規格(種)登録 1点		未取得・未登録 0点	
行政処分 (過去3年間)	なし 0点	2週間以下 -1点	2週間超~ 1月以下 -2点	1月超~ 2月以下 -3点	2月超~ 3月以下 -4点	3月超 -5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」、「受注額」は、建築監理業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度(以下「本年度」という。)の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」は当面2回とし、その配点が-15点以下となる場合は-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。
 6 「過去3年間の平均受注回数」は、当面1回とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「行政処分」には、入札参加制限(入札規則の規定によるものに限る。)を含み、その期間の合計により配点を行う。
 10 「技術者数」及び「実務経験者数」の人数は、重複計上を認めない。

調 達 公 告

限定公募型競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、〔業務名〕の公募に係る一般的事項に定める事項を承知の上、応募すること。

平成 19 年 月 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

発 注 業 務	業 務 名		一般県道 線道路改良工事「測量設計業務委託」			
	業 務 場 所		市 地内			
	業 務 内 容		路線測量 L = 1.0 km 道路詳細設計 L = 1.0 km			
	履 行 期 間		平成 年 月 日限り(日間)			
	発 注 業 種		土木関係建設コンサルタント業務			
	業 種		測量業務、土木関係建設コンサルタント業務			
	予 定 価 格		, , 円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	発 注 機 関		鳥取県 総合事務所			
入 札 参 加 の 条 件	会 社 要 件	単 独 ・ 共 同 企 業 体 の 別	単独			
		本 店 所 在 地	本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則別表第5左欄測量等業務の右欄に定める条件を具備していること。(県内向け公募型入札)			
		入 札 参 加 資 格	土木関係建設コンサルタント業務			
		建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	いずれかの部門を有すること。			
		常 勤 全 技 術 者 数	名以上			
		資 格 技 術 者 数	鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱別表第2に規定する、発注業種に係るA級要件を満たすこと。			
		同 種 業 務	—————			
		同 種 業 務 実 績	—————			
	配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	現 場 代 理 人	特定資格	なし(測量業務共通仕様書に定める者を配置すること)	
				同種業務 履行実績	—————	
主 任 技 術 者			特定資格	なし(測量業務共通仕様書に定める者を配置すること)		
			同種業務 履行実績	—————		
照 査 技 術 者			特定資格	なし(測量業務共通仕様書に定める者を配置すること))		
			同種業務 履行実績	—————		
土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	管 理 技 術 者	特定資格	なし(設計業務共通仕様書に定める者を配置すること))			
		同種業務 履行実績	—————			
	照 査 技 術 者	特定資格	なし(設計業務共通仕様書の定める者を配置すること)			
		同種業務 履行実績	—————			
そ の 他	配置技術者又は担当技術者は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱(平成19年8月1日付第200700043202号鳥取県県土整備部長通知)に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。					
低 価 格 落 札 者 の 条 件		当該業務の入札には成果品重点確認価格(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。以下、「成果品重点確認実施要綱」という。)第2条第2号に規定する価格をいう。)を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の低価格配置技術者を配置しなければならない。				
低 価	土 木 関 係	管 理 技 術 者	特定資格	技術士(技術部門 選択科目)又は R C C M (専 門 技 術 部 門)		
			同種業務	—————		

格 落 札 者	低価格配置 技術者要件	建 コ ン サ ル タ ン ト 業	設 務	履行実績		
				照査技術者	特定資格	技術士（技術部門 選択科目 ）又は R C C M（専門技術部門 ）
				同種業務 履行実績	—	
応 募 方 法	提出場所及び様式の交付場所		総合事務所県土整備局建設総務課		住所	
					電話	
	入 札 参 加 書 類		入札参加申込書（様式第1号）のうち、入札参加条件として必要な項目について記載すること。			
	持 参 書 類		〔JV以外の場合〕 入札参加書類の記録媒体の容量が1メガバイトを超える場合、開札後入札執行者が求めた者に限り入札参加書類（入札参加申込書及び添付書類）を提出する。 〔JVの場合〕 開札後、入札執行者が求めた者に限り入札参加書類（入札参加申込書及び添付書類）を提出する。			
	提 出 部 数		1部			
郵 送 の 可 否		不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信の上、入札執行者が求めた者のみ入札参加書類を持参すること。）				
入 札 手 続	入 札 方 式		電子入札			
	質 問 提 出 期 限		平成 年 月 日（ ）午後 時まで			
	回 答 期 限		平成 年 月 日（ ）午後 時まで			
	入 札 書 提 出 期 間		平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）午後4時まで			
	開 札 日 時		平成 年 月 日（ ）午前 時から			
	入 札 保 証 金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。			
	適 用 さ れ る 制 度		<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>(1) 成果品重点確認実施要綱第2条第6号に規定する低価格落札業務となったときは、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に低価格配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合はその者を失格とする。</p> <p>(2) 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用基準（平成20年5月27日付第200800025604号県土整備部長通知）の規定により、落札予定者が低価格配置技術者調書を提出せず、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった場合、又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず、失格となった場合は、一か月間の資格停止とするものとする。</p> <p>(3) 成果品重点確認価格の算定は、成果品重点確認実施要綱第4条及び成果品重点確認要綱に基づく成果品重点確認価格の算定について（平成20年2月8日付第200700154946号県土整備部長通知）によるものとする。</p> <p>2 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱</p> <p>(1) 鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号県土整備部長通知。以下「低入札価格調査要綱」という。）第2条第2号に規定する調査基準価格を下回る調査対象入札となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査を行い、その結果発注機関が当該契約内容に適合した履行ができないおそれがあると認めるときは、失格とすることがある。</p> <p>(2) 調査結果は、県土整備部長が公表するものとする。</p>			
支 払 条 件		単年度				
業 務 関 係 図 書 の 閲 覧 場 所		総合事務所県土整備局閲覧室		住所		
				電話		
問 合 先	事 務 手 続		総合事務所県土整備局建設総務課		住所	
					電話	
	事 務 手 続 以 外		総合事務所県土整備局計画調査課		住所	
					電話	
		<p>1 成果品重点確認実施要綱</p> <p>成果品重点確認価格を下回る低価格落札業務には次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 測量等業務の履行体制の確認</p> <p>低価格落札者が落札した測量等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ</p>				

備

考

よとするとときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。

(2) 測量等業務計画書の内容の聴取

測量等業務計画書を提出する際に、低価格落札者からその内容について聴取を行うこと。

(3) 検査体制の強化

共通仕様書に規定する検査職員を必ず2名以上置くこと。

(4) 業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付官第2839号県土整備部長通知）に規定する評定点をいう。以下同じ。）が低い場合の入札参加の制限

当該低価格落札業務の発注業種の業務評定点が、測量業務又は補償コンサルタント業務で77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務で80点未満の場合には、次の表の委託対象設計金額の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める期間は発注業種の測量等業務の入札に参加できないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	当該測量等業務の検査の結果を通知した日（以下「検査結果通知日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以降で1か月
1,000万円以上 5,000万円未満	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で2か月
5,000万円以上	検査結果通知日から起算して14日（休日を含む。）以降で3か月

2 低入札価格調査要綱

低入札価格調査要綱第2条第5号に規定する調査対象業務を同一年度に2回を超えて繰り返した調査対象入札者は、当該調査対象業務の落札の有無にかかわらずその都度1か月間の入札参加資格停止の措置をとるものとする。